

(1) 普通自転車の歩道通行に関する規定

ア 歩道通行ができるのは・・・

- 道路標識等（右の標識等）で指定された区間
- 自転車の利用者が次に掲げる者であるとき
 - ・児童・幼児（13歳未満の者）
 - ・70歳以上の者
 - ・安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者（身体障害者福祉法第4条に規定された者）
- 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合



ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

※やむを得ない場合とは・・・

自転車利用者の主観ではなく、実際の交通状況が社会通念上、そのような状況だと認められる場合のことを言います。

- 例) ・車道左側で道路工事が行われていたり、駐車車両が存在しているような場合
 ・幅員の狭い車道において、大型車が通行することにより自転車が安全に通行するスペースが一時的になくなる場合

※歩道通行できない歩道を通行した場合は通行区分違反となり、3月以下の懲役または5万円以下の罰金

イ 歩道を通行する場合は・・・

- 歩道の中央から車道寄り部分を徐行しなければなりません。
- また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をしなければなりません。

※違反した場合の罰則 2万円以下の罰金又は料料

ただし、普通自転車の歩道通行部分を通行するときは、その部分を通行している歩行者や通行しようとする歩行者がいない場合や、歩道の状況に応じ直ちに徐行できる程度の速度（安全な速度）と方法で進行することができます。

(2) 歩行者の努力義務

- 歩行者は、歩道上に「普通自転車の歩道通行部分」が指定されている場合は、当該部分をできるだけ避けて通行するよう努めなければなりません。

(3) 自転車乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

- 児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



- (1) 地域交通安全活動推進委員の活動に、「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」が加わります。
- (2) 警察署長が移動保管した放置車両の保管期間が3ヵ月に短縮されます。3ヵ月経過後も返還不能の場合は、車両の保有権は都道府県に帰属します。
- (3) 総排気量250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者も安全運転管理者選任義務の対象に加わります。

後部座席のシートベルト着用義務づけ

○後部座席のシートベルト着用が、義務化されます。運転者は、自動車を運転する際には必ず同乗者全員にシートベルトを着用させましょう。

※後部座席にシートベルト非着用者を乗車させた場合は、当面、高速自動車国道及び自動車専用道路での違反について、行政処分点数1点が付加されます。

◇静岡県内には自動車専用道路が12路線あります。
 （高速自動車国道及び自動車専用道路には右の標識があります）

- 静清バイパス（清水市八坂～瀬瀬IC） ○藤枝バイパス
- 浜名バイパス ○潮見バイパス ○修善寺道路
- 天城北道路 ○須走道路（東富士五湖道路） ○西富士道路
- 富士宮道路 ○三遠南信自動車道（草木トンネル） ○磐田原インター線



平成20年6月1日から施行

知っておきたい改正道路交通法

平成20年6月1日、改正道路交通法が施行されました。今回の改正では、自転車を含めたすべての運転者が関係する内容となっています。改正道交法をしっかり踏まえて、安全運転を心がけましょう。
 問い合わせ：本庁総務課消防防災係 ☎ (56) 2220

(1) 高齢運転者標識の表示義務化

- 75歳以上の者が、普通自動車を運転する場合は「高齢運転者標識」（もみじマーク）を表示しなければなりません。



(2) 聴覚障害者標識の表示義務化

- 聴覚障害者が、ワイドミラーの装着を条件として免許を受け、普通自動車を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。
- ※ワイドミラーの装着を条件に免許を取得できる聴覚障害者とは、補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者です。
- ※高齢運転者標識又は聴覚障害者標識を表示しないで普通自動車を運転した場合の罰則 2万円以下の罰金又は料料、反則金4,000円、行政処分点数1点



5月15日
警察庁公開マーク

(3) 幅寄せなどの禁止

- 危険防止のためやむを得ない場合を除き、「高齢運転者標識」、「聴覚障害者標識」を表示した自動車に対し、幅寄せ、割り込みをしてはいけません。
- ※違反した場合の罰則 5万円以下の罰金、反則金6,000円（普通車）
行政処分点数1点

